

別紙 1

広島県道徳教育指導資料作成委員会設置要項

(名称)

第1条 この会の名称を広島県道徳教育指導資料作成委員会（以下「作成委員会」という。）とする。

(趣旨)

第2条 新学習指導要領を踏まえ本県道徳教育の一層の充実を図るため、地元の身近な素材を活用し心に響く授業が行えるよう、各市町の道徳教育を推進するリーダー等により、地域教材開発の手引等広島県道徳教育指導資料（以下「県道徳教育指導資料」という。）を作成する。

(所掌事務)

第3条 作成委員会は、次の各号における事項を所掌する。

- (1) 道徳の時間に用いる地域教材を開発するための県道徳教育指導資料作成に係る方針に関すること
- (2) 県道徳教育指導資料の作成に係る計画や連絡調整に関すること
- (3) 県道徳教育指導資料の全体構成、内容の検討及び普及に関すること

(組織)

第4条 作成委員会は、委員長、副委員長、委員、事務局長及び事務局員をもって構成するものとし、それぞれ別表に掲げるものをもって充てる。

(委嘱)

第5条 作成委員会委員は、学識経験者、行政機関の職員及び市町教育委員会から推薦された教諭から広島県教育委員会教育長が委嘱する。

(委員の任期)

第6条 作成委員会委員の任期は、委嘱の日から翌年の3月31日までとする。

(会議)

第7条 会議は、年3回程度開催し、委員長がこれを招集する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の時はその職務を代行する。
- 3 必要に応じて関係行政職員等を加えて実施するものとする。

(部会)

第8条 作成委員会の方針に基づき，県道徳教育指導資料を作成するため，次の分野別作成部会を置く。

- ①先人の伝記分野部会
- ②自然分野部会
- ③伝統と文化分野部会
- ④スポーツ分野部会

2 分野別作成部会は，年12回程度開催する。

3 分野別作成部会の部会員は，各市町教育委員会から推薦された教諭から委員長が委嘱する。

(庶務)

第9条 会議の庶務は，広島県教育委員会指導第三課において処理する。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか，作成委員会運営に関し必要な事項は，委員長が別に定める。

附則

この要項は，平成21年4月1日から施行する。